

○越生町環境保全条例

平成16年6月10日条例第8号

越生町環境保全条例

越生町環境保全条例（平成10年条例第19号）の全部を改正する。

目次

第1章	総則
第1節	通則（第1条・第2条）
第2節	町の責務（第3条—第5条）
第3節	町民の責務（第6条—第8条）
第4節	事業者の責務（第9条—第12条）
第2章	自然環境の保全
第1節	景観樹木等の保全（第13条—第21条）
第2節	水環境の保全（第22条—第30条）
第3節	きれいな空気の保全（第31条—第35条）
第4節	野生動植物の保護（第36条—第42条）
第3章	生活環境の保全
第1節	空き地等の適正な管理（第43条—第47条）
第2節	放置車両の措置（第48条—第59条）
第3節	農薬安全使用に関する規制（第60条—第75条）
第4節	不法投棄の規制（第76条—第80条）
第5節	空き缶等の回収容器の設置（第81条—第84条）
第6節	飼犬のふん害等の防止（第85条—第87条）
第7節	生活環境を阻害するその他の行為の規制（第88条）
第4章	環境保全審議会（第89条—第96条）
第5章	雑則（第97条—第101条）
第6章	罰則（第102条・第103条）
	附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、すべての町民が健康で文化的な生活を営むうえにおいて、良好な環境が極めて重要であることから、現在及び将来的な環境の保全に関し町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 町民が、健康で文化的な生活を営むことができる生活環境及び自然環境をいう。
- (2) 生活環境 人の生活に係る環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものをいう。
- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土壌、大気、水及び動植物をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (6) ゴルフ場 ゴルフ場の区域の全部又は一部が町の区域に含まれるものをいう。

第2節 町の責務

（基本的責務）

第3条 町長は、町民の良好な環境を確保するため、必要な施策を実施するとともに町民、事業者に対し指導及び助言等をするものとする。

（環境施設の整備）

第4条 町長は、良好な環境を確保するため、道路、公園、緑地、下水道その他の環境施設の整備に努めなければならない。

（町民意識の啓発）

第5条 町長は、良好な環境づくりに関する町民の意識を高めるため、環境に関する啓発等、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 町民の責務

（基本的責務）

第6条 町民は、常に良好な環境の確保に努めなければならない。

（土地、建物等の清潔保持）

第7条 町民は、その占有し、又は管理する土地若しくは建物及びその周辺を清潔に保ち、相互に協力して、地

域の良好な生活環境の確保に努めなければならない。

(協力義務)

第8条 町民は、町その他行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第4節 事業者の責務

(基本的責務)

第9条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を害しないよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるものとする。

(協力義務)

第10条 事業者は、町その他行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(従業者への指導)

第11条 事業者は、従業者に対し、良好な環境を確保するための法令及び町その他行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策について、その指導に努めなければならない。

(苦情又は紛争の解決)

第12条 事業者は、その事業活動によって生じた苦情又は紛争については、自らの責任と負担において、誠意をもって解決にあたらなければならない。

第2章 自然環境の保全

第1節 景観樹木等の保全

(定義)

第13条 この節において「景観樹木等」とは、多くの町民に愛され親しまれている樹木又は樹林で、その景観が優れ、町民生活に潤いを与えているものをいう。

(景観樹木等の指定)

第14条 町長は、自然環境を保全し潤いのある町民生活を創出するうえで、樹木又は樹林を保存する必要があると認めるときは、規則で定める基準により当該樹木又は樹林の所有者等と協議し同意のうえ、景観樹木等として指定することができる。

(標識の設置)

第15条 町長は、景観樹木等を指定したときは、規則で定めるところにより、これを標示する標識を設置しなければならない。

(所有者の保存義務)

第16条 景観樹木等の所有者等(管理者を含む。以下この節において同じ。)は、当該景観樹木等について枯損の防止等その保存に努めなければならない。

(助成措置)

第17条 町長は、景観樹木等の保存に関し必要があると認めるときは、規則で定める助成基準により、当該景観樹木等の保存に要する費用の一部を助成することができる。

(行為等の届出)

第18条 景観樹木等の所有者等は、当該景観樹木等が滅失又は枯死したときは、遅滞なく町長に規則で定める届け出をしなければならない。

2 景観樹木等の所有者等は、当該景観樹木等を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめ町長に規則で定める届け出をしなければならない。

(変更措置)

第19条 町長は、前条第2項の規定による届け出があったときは、良好な自然環境を保全する観点から、その変更を求めることができる。

(指定の解除)

第20条 町長は、景観樹木等が滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

(指導又は助言)

第21条 町長は、指定した景観樹木等の枯損の防止その他保存に関し必要があると認めるときは、景観樹木等の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

第2節 水環境の保全

(定義)

第22条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水環境 町民の諸活動並びに治水及び利水との調和のなかで、将来にわたって良好な水質、水生生物及び地下水が育まれる豊かで快適な流域等の環境をいう。

(2) 公共用水域 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条に規定する公共用水域をいう。

(水質及び水源の保全)

第23条 町長は、水が森林や流域の環境によってかん養、浄化されることから、河川、ため池及び地下水の水質並びに水源の保全について、必要な施策を推進するものとする。

(生活排水の浄化)

第24条 町民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、浄化等水質保全のために必要な措置を講ずるものとする。

(事業所からの排出水の浄化)

第25条 事業者は、事業所排出水が水環境に与える影響を認識し、浄化等水質保全のために必要な措置を講ずるものとする。

2 特定の施設(水環境の保全に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある施設として規則で定めるもの。)を有する事業所(以下「特定事業所」という。)の事業者は、当該特定事業所からの排水を公共用水域に排出しようとするときは、規則で定める排出水の基準を遵守しなければならない。

(河川の指定及び水質目標)

第26条 町長は、河川の水質を保全するうえで、特に必要な河川を指定し、当該河川の水質目標を定めることができる。

2 町長は、前項の規定により河川を指定したときは、その河川の名称及び水質目標を公告しなければならない。

(水質及び水源の保全のための協議)

第27条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、町長に水質及び水源の保全のための協議をし、その同意を得なければならない。

- (1) ゴルフ場の増改設
- (2) レジャー施設及び墓園その他これらに類する施設の建設及び増改設
- (3) 採石場等の増設及び新設若しくは増設に伴う試掘
- (4) 廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の設置
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項に規定する特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める規模を超えるもの
- (6) 水質及び水源の保全に悪影響を及ぼすような行為で、町長が特に必要と認めるもの

2 町長は、前項の同意をするに当たり、水質及び水源の保全のため必要な条件を付することができる。

3 次に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。

- (1) 非常災害のために行う必要な応急措置
- (2) 国又は地方公共団体が行う行為
- (3) 河川法(昭和39年法律第167号)その他の法令の規定に基づいて行う行為のうち、水質及び水源の保全のための措置が行われるものとして規則で定めるもの

(指導)

第28条 町長は、第25条第1項の規定による必要な措置を事業者が行わないとき、又は同条第2項の規定による特定事業所の事業者が排出水の基準を遵守しないときは、当該事業者に対し必要な指導をすることができる。

(改善勧告)

第29条 町長は、第25条第2項の規定による特定事業所の事業者について、前条の規定により指導したにもかかわらず、排出水の基準を遵守しないときは、当該事業者に対し必要な勧告をすることができる。

(中止命令等)

第30条 町長は、第27条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定により同意に付された条件に違反した者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を行うべき旨を命ずることができる。

第3節 きれいな空気の保全

(定義)

第31条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害物質 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項第3号に規定する物質をいう。
- (2) 安易な焼却 塩化ビニール及びプラスチック等のごみを、焼却するとき発生する有害大気汚染物質等を除去するため十分な施設を有する焼却炉を用いない焼却をいう。

(町の責務)

第32条 町長は、大気の汚染が身体に影響を及ぼすことから、大気中の有害物質を少なくし、きれいな空気を保全するため町民、事業者に対し必要な啓発及び指導を行うものとする。

(町民の責務)

第33条 町民は、ごみの減量に努めなければならない。

2 町民は、庭先等で安易な焼却をしないように努めなければならない。

(事業者の責務)

第34条 事業者は、ごみの減量に努めなければならない。

2 事業者は、安易な焼却をしないように努めなければならない。

3 焼却炉を有する事業者は、焼却炉の管理及び運転に注意を払い、ばい煙の抑制又は有害物質を発生させないように努めなければならない。

(啓発及び指導)

第35条 町長は、町民及び事業者に対し、きれいな空気の保全に関して意識を高めるため、啓発に努めるものとする。

2 町長は、前2条に規定する事項を遵守していないと認めるときは、町民及び事業者に対し必要な指導をすることができる。

第4節 野生動植物の保護

(定義)

第36条 この節において「野生動植物」とは、町の区域内において生息又は自生し、かつ、希少又は貴重と認められる野生の動植物をいう。

(保護動植物の指定)

第37条 町長は、良好な自然環境を保全するため必要があると認めるときは、野生動植物を保護動植物として指定することができる。

2 町長は、前項に規定する保護動植物を指定しようとするときは、保護すべき種類及び区域を定めて指定しなければならない。

3 町長は、保護動植物を指定しようとするときは、あらかじめ、越生町環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、保護動植物の保護区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該保護区域の土地の所有者等の同意を得なければならない。

5 町長は、保護動植物を指定したときは、規則で定めるところにより公告しなければならない。

(財産権の尊重等)

第38条 町長は、前条の規定により保護動植物を指定しようとするときは、関係者の所有権、その他の財産権を尊重するとともに、公益との調整に留意しなければならない。

(表示板の設置)

第39条 町長は、前条第1項の規定により保護動植物を指定したときは、当該保護区域の土地の所有者等と協議のうえ、必要に応じて規則に定める表示板を設置することができる。

(行為の制限)

第40条 何人も、町長が指定する保護動植物(動物の卵及び植物の種子を含む。)を、その保護区域内において捕獲し若しくは採取し又は殺傷し若しくは損傷してはならない。

2 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合で、規則に定める申請書により町長の許可を受けたものは、前項の規定は適用しない。

(1) 動植物の保護又は育成のため学術研究上採取等の必要があるとき。

(2) 公益上やむを得ない場合

(助成)

第41条 町長は、第37条に規定する動植物を保護するため必要と認めるときは、規則で定めるところにより助成することができる。

(指定の解除)

第42条 町長は、当該保護動植物の滅失及び公益上の理由又は保護区域の土地の所有者等に特別な理由があるときは、保護動植物の指定を解除することができる。

2 町長は、前項の規定による指定の解除については、第37条第3項及び第5項の規定を準用する。

第3章 生活環境の保全

第1節 空き地等の適正な管理

(定義)

第43条 この節において「空き地等」とは、現に使用していない土地又は人が使用していても相当の空閑部分をも有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地で近隣の生活環境に影響を及ぼすような土地をいう。

(管理者の責務)

第44条 空き地等の管理者は、空き地等に雑草等が繁茂し、又は廃棄物が投棄されることにより、規則で定める管理不良状態とならないよう当該空き地等の適正な管理をしなければならない。

(指導又は助言)

第45条 町長は、空き地等が管理不良状態にあるとき、又は管理不良状態になるおそれがあるときは、当該空き地等の管理者に対し、管理不良状態の解消について必要な指導又は助言をすることができる。

(適正管理勧告)

第46条 町長は、前条の規定により指導しても、なお空き地等が管理不良状態にあると認めるときは、当該空き地等の管理者に対し、必要な勧告をすることができる。

(適正管理命令)

第47条 町長は、前条の規定による勧告を履行しない空き地等の管理者に対し、期限を定め必要な措置を命ずることができる。

第2節 放置車両の措置

(定義)

第48条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車(機能の一部又は全部を失ったものを含む。)をいう。

(2) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(機能の一部又は全部を失ったものを含む。)をいう。

(3) 車両 自転車、自動車及び道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車(機能の一部又は全部を失ったものを含む。)をいう。

(4) 放置車両 車両で、公共の場所に正当な権限なく規則で定める相当の期間にわたり放置されているものをいう。

(車両の放置の禁止)

第49条 何人も、公共の場所に車両を放置し、又は放置させてはならない。

(自転車所有者の責務)

第50条 自転車の所有者は、当該自転車に住所及び氏名を明記するとともに、防犯登録を受けなければならない。

(放置車両の調査等)

第51条 町長は、公共の場所に置いてある車両で放置車両と認めるときは、当該放置車両の状況等について調査することができる。

2 町長は、前項の規定により調査しようとするときは、当該公共場所の管理者（管理者が町長の場合を除く。第59条において同じ。）及び所轄の警察署長に、放置車両を状況等について通報することができる。

(移動命令)

第52条 町長は、前条第1項の規定による調査の結果、当該放置車両の所有者等を確認したときは、当該所有者等に対し、期限を定め当該公共の場所から当該放置車両を移動し持ち帰るよう命ずることができる。

(所有者等不明の場合の移動の告知等)

第53条 町長は、第51条第1項の規定による調査の結果、当該放置車両の所有者等が確認できないため、前条の規定による命令をすることができないときは、次に掲げる事項について規則で定める標章を当該放置車両に取付け、告知することができる。

(1) 放置車両を当該場所から移動すべき旨及びその期限

(2) 移動期限を経過しても移動しない放置車両の措置

2 前項の規定により、放置車両の移動の告知をされた当該放置車両の所有者等は、当該標章により告知された移動期限までに、当該公共の場所から放置車両を移動し持ち帰らなければならない。

3 何人も、第1項の規定により放置車両に取付けられた標章を破損若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならない。

(期限後の措置)

第54条 町長は、放置車両の所有者等が第52条の規定による命令に従わず、又は第53条第2項の規定により当該放置車両を移動しないときは、あらかじめ保管場所として定めた場所に当該放置車両を移動することができる。

(移動した放置車両の保管)

第55条 町長は、前条の規定により放置車両を移動したときは、当該放置車両を規則で定める期間、保管しなければならない。

2 町長は、前項の規定により放置車両を保管したときは、規則で定める事項を公告しなければならない。

(引取命令)

第56条 町長は、前条第1項の規則で定める期間内において、保管している放置車両の所有者等を確認したときは、当該所有者等に対し、期限を定め当該放置車両の引取りを命ずることができる。

(移動費用等の徴収)

第57条 町長は、第55条第1項の規定により保管している放置車両を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定により放置車両の引取りを命ぜられた所有者等から、当該放置車両の移動及び保管に要した費用の実費を徴収することができる。

(放置車両の処分)

第58条 町長は、第55条第1項の規定による期間を経過した引取りのない放置車両については、処分する旨をあらかじめ公告し、当該放置車両を処分することができる。

(放置車両の措置通知)

第59条 町長は、次に掲げる措置をするときは、当該公共の場所の管理者及び所轄の警察署長に対し、それぞれ通知するものとする。

(1) 第53条第1項の規定により放置車両に標章を取付けるとき。

(2) 第55条第1項の規定により放置車両を保管しようとするとき。

(3) 前条の規定により放置車両を処分しようとするとき。

第3節 農薬安全使用に関する規制

(定義)

第60条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農薬 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。

(2) ゴルフ場事業者 ゴルフ場を経営し、又は管理運営している者をいう。

(農薬の購入)

第61条 農薬を購入しようとする者は、農薬取締法第8条の規定による届出を行っている業者から購入しなければならない。

(農薬の適正な保管)

第62条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の盗難、紛失、飛散及び流出等を防止するため、農薬を適正に保管しなければならない。

(農薬の適正な使用)

第63条 農薬使用者は、農薬取締法第2条第1項及び同法第15条の2第1項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用しなければならない。ただし、ゴルフ場事業者が、芝の管理に使用できる農薬は、次に掲げる農薬とする。

(1) 環境省により、水質指針値が定められた農薬で混合剤を含む。

(2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に規定する毒物又は劇物以外の農薬で、魚類に対する毒物試験法（昭和40年11月25日付け40農政第2735農林省農政局長通達）によりA類に分類された農薬

（農薬表示事項の遵守）

第64条 農薬使用者は、農薬取締法第7条に規定する登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項その他の農薬表示事項に基づいて、安全かつ適正に使用しなければならない。

（ゴルフ場における被害防止対策の徹底）

第65条 ゴルフ場事業者は、農薬の使用に当たっては、気象及び地形等の環境条件を考慮し、農薬散布従事者並びにゴルフ場の従業員、利用者及び周辺住民の健康面並びに周辺河川等に対し、良好な環境を保全するため十分な被害防止対策を行わなければならない。

（ゴルフ場における農薬使用の削減）

第66条 ゴルフ場事業者は、農薬の使用方法等の表示事項を遵守し使用量を必要最小限にとどめるとともに、芝の無農薬管理の調査研究を積極的に行い、農薬使用の削減に努めなければならない。

（ゴルフ場における農薬安全使用責任者の設置）

第67条 ゴルフ場事業者は、農薬の安全かつ適正な使用及び保管に当たらせるため農薬安全使用責任者を置き、規則で定めるところにより町長に報告しなければならない。

（ゴルフ場における農薬使用計画書の提出）

第68条 ゴルフ場事業者は、規則で定めるところにより毎年3月15日までに、次年度の農薬使用計画書を町長に提出しなければならない。ただし、農薬使用計画書に変更があった場合は、町長に報告するものとする。

（ゴルフ場における農薬使用状況の報告）

第69条 ゴルフ場事業者は、規則で定めるところにより毎年4月20日までに、前年度の農薬使用状況報告書を町長に提出しなければならない。

（ゴルフ場排水の水質指針値）

第70条 ゴルフ場の排水中の農薬濃度は、規則で定める水質指針値を超えないものとする。

（ゴルフ場事業者の水質測定）

第71条 ゴルフ場事業者は、常時、水質の監視に努め、定期的にゴルフ場の排水の排水口又は調整池の水質測定を実施しなければならない。

2 前項の測定に当たっては、農薬の使用実態を考慮し、使用量の多い農薬の成分である物質を優先し、使用農薬の種類別に水質測定項目を選択するものとする。

3 水質測定の回数は、年4回以上とし、水質測定の実施時期は、農薬の使用時期、使用量及び使用方法を勘案し、ゴルフ場事業者が定めるものとする。ただし、町長が特に必要と認めゴルフ場事業者に水質測定を指示した場合、ゴルフ場事業者は速やかに水質測定を実施しなければならない。

4 ゴルフ場事業者は、町長から水質測定の結果等について必要な資料の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（ゴルフ場事業者の周辺環境の影響調査等）

第72条 ゴルフ場事業者は、ゴルフ場又はその周辺の環境について常に注意を払い、排水が水質指針値を超えたとき又は排水等の色相及び臭気並びに周辺動植物に異常が認められたときは、直ちに町長に報告し、その原因について調査するとともに、環境保全のため、必要な万全の措置を講ずるものとする。

（指導）

第73条 町長は、ゴルフ場事業者又は農薬使用者に対し、農薬の適正な保管及び使用について、必要な指導をすることができる。

（改善勧告）

第74条 町長は、農薬の保管及び使用が適正でないとき、ゴルフ場事業者又は農薬使用者に対し、必要な改善を勧告することができる。

（改善命令）

第75条 町長は、ゴルフ場事業者又は農薬使用者が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め必要な改善を命ずることができる。

第4節 不法投棄の規制

（定義）

第76条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ごみ等 廃棄物及び土砂等をいう。

(2) 不法投棄 ごみ等を、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所に、みだりに捨て良好な環境を損ねることをいう。

（不法投棄の禁止）

第77条 何人も、みだりにごみ等を捨ててはならない。

（不法投棄されたごみ等の調査等）

第78条 町長は、不法投棄した者を確認するため、不法投棄されたごみ等の状況を調査することができる。

2 町長は、前項の調査の結果を、所轄の警察署長に通報することができる。

（原状回復命令等）

第79条 町長は、前条第1項の調査の結果、不法投棄した者を確認したときは、当該不法投棄した者に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(土地所有者等への撤去要請)

第80条 町長は、第78条第1項の調査の結果、不法投棄した者が確認できないときは、不法投棄されている土地所有者又は管理者に、投棄されたごみ等の撤去を要請することができる。

第5節 空き缶等の回収容器の設置

(定義)

第81条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自動販売機 飲料を販売目的としたもので、貨幣等を投入することにより物品が自動的に出て来る装置をいう。

(2) 空き缶等 飲料を販売するため飲料を収納していた容器をいう。

(自動販売機管理者の責務)

第82条 自動販売機の所有者等は、飲料の空き缶等を回収するための容器（以下「回収容器」という。）を自動販売機から見やすい場所に設置しなければならない。ただし、次の各号に定める自動販売機は除く。

(1) 工場、事務所等の敷地に設置される自動販売機で、その関係者以外利用しないもので、敷地の外部へ空き缶等の持ち出しがないもの

(2) 建物の内部に設置される自動販売機で、常時、当該自動販売機を管理するものがある場合で、建物の外部へ空き缶等の持ち出しがないもの

2 前項の規定により回収容器を設置した者は、当該回収容器を適正に管理し、常にその周辺に空き缶等が散乱しないように努めなければならない。

(自動販売機利用者の責務)

第83条 町内で、自動販売機を利用した者は、空き缶等を持ち帰り又は自動販売機に設置してある回収容器に投入しなければならない。

(指導)

第84条 町長は、第82条第2項に規定する事項を遵守していないと認めるときは、自動販売機の所有者等に対し必要な指導をすることができる。

第6節 飼犬のふん害等の防止

(定義)

第85条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飼犬 飼養管理されている犬をいう。

(2) ふん害等 飼犬のふん尿により道路、公園、河川敷その他の公共の場所及び他人の土地、建物等（以下「公共の場所等」という。）を汚すことによって町民の生活環境を損なうことをいう。

(3) 飼主 飼犬の所有者等をいう。

(飼主の遵守事項)

第86条 飼主は、ふん害等を防止するため、飼犬のしつけを適正な方法で行うとともに、飼犬を公共の場所等で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 綱、鎖等でつなぎ、飼犬を制御できる者に運動させること。

(2) 飼犬のふん尿を適正に処理するための用具を携帯し、他人に迷惑を及ぼさないよう直ちに処理すること。

(指導)

第87条 町長は、飼犬が前条各号に規定する事項を遵守していないと認めるときは、当該飼主に対し、必要な指導をすることができる。

第7節 生活環境を阻害するその他の行為の規制

(指導)

第88条 町長は、法令又は埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる行為が、町民の健康と生活環境を阻害するおそれがあるときは、当該行為を行う者に対し、必要な指導をすることができる。

(1) 振動及び騒音を伴う行為

(2) 悪臭の発生を伴う行為

(3) 地盤沈下を誘発する行為

(4) 粉じん飛散の伴う行為

(5) 燃焼不適物の燃焼行為

(6) 電波の障害となる行為

(7) 公共の場所への落書き等、清潔保持を阻害する行為

(8) 河川等の水質及び美観を悪化させる安易な行為

(9) その他良好な生活環境を損なう行為

第4章 環境保全審議会

(設置)

第89条 町長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する重要な事項を調査及び審議するため、越生町環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第90条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
- (任期)

第91条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第92条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第93条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席及び参考意見の聴取)

第94条 審議会において必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第95条 審議会の庶務は、環境主管課において処理する。

(委任)

第96条 第89条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(協力要請)

第97条 町長は、この条例の施行に関し、良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、事業者、関係団体及び関係人に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の聴取)

第98条 町長は、第2章第2節の施行に関し必要な限度において、第27条第1項の規定により同意を受けた者に対し、当該行為の実施状況について報告を求めることができる。

(立入検査)

第99条 町長は、第2章第2節の施行に必要な限度において、その職員に第27条第1項の協議に係る土地の立入り、当該協議に係る行為の実施状況を検査させ、又は同意を受けた者及びその従業者に質問させ、若しくは当該行為の水質及び水源の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

2 町長は、第3章第3節の施行に必要な限度において、その職員に、ゴルフ場に立入り、農薬使用の状況を検査させ、又は第60条第2号の規定によるゴルフ場事業者及びその従業者並びに第67条の規定による農薬安全使用責任者に対し、質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(違反事実の公表)

第100条 町長は、第79条の規定による原状回復命令に従わなかった者、第30条の規定による中止命令に従わなかった者、第47条の規定による適正管理命令に従わなかった者について、その事実を公表することができる。

(委任)

第101条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第102条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第79条の規定による命令に違反した者

(2) 第98条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第99条第1項から第2項の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者

(両罰規定)

第103条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、越生町土砂のたい積の規制に関する条例の施行日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂等による土地の埋立て等を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月間は、なお従前の例による。

附則(平成23年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。